

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和8年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和8年度の初日から令和8年6月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量 下段:協定対象外 輸入基準数量	上段:輸入数量 下段:協定対象外 輸入数量	差 分
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	90 トン	62 トン	28 トン
		90 トン	62 トン	28 トン
3	クリーム	64 トン	8 トン	56 トン
		30 トン	7 トン	23 トン
4	粉乳類	26,878 トン	4,623 トン	22,255 トン
		19,875 トン	3,877 トン	15,998 トン
5	無糖れん乳	1,437 トン	133 トン	1,304 トン
		1,423 トン	58 トン	1,365 トン
6	加糖れん乳	116 トン	50 トン	66 トン
		29 トン	10 トン	19 トン
7	ヨーグルト	13 トン	3 トン	10 トン
		13 トン	3 トン	10 トン
8	バターミルク	23 トン	13 トン	10 トン
		23 トン	3 トン	20 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	53,754 トン	11,667 トン	42,087 トン
		39,183 トン	6,453 トン	32,730 トン
10	その他の乳製品	12,035 トン	694 トン	11,341 トン
		5,162 トン	471 トン	4,691 トン
11	バター	19,977 トン	3,111 トン	16,866 トン
		15,596 トン	2,503 トン	13,093 トン
12	豆類	84,672 トン	19,327 トン	65,345 トン
		47,546 トン	9,051 トン	38,495 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,621,206 トン	1,314,455 トン	4,306,751 トン
		5,167,393 トン	1,177,505 トン	3,989,888 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,249,662 トン	331,205 トン	918,457 トン
		190,794 トン	53,252 トン	137,542 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,108,114 トン	199,100 トン	909,014 トン
		1,108,114 トン	199,100 トン	909,014 トン
15	コーンスターチ	3,816 トン	1,344 トン	2,472 トン
		3,438 トン	1,173 トン	2,265 トン
16	ばれいしょでん粉	18,810 トン	3,001 トン	15,809 トン
		13,625 トン	2,895 トン	10,730 トン
17	マニオカでん粉	144,840 トン	22,473 トン	122,367 トン
		142,793 トン	22,422 トン	120,371 トン
18	サゴでん粉	20,881 トン	3,824 トン	17,057 トン
		19,747 トン	3,824 トン	15,923 トン
19	その他のでん粉	1,929 トン	233 トン	1,696 トン
		1,705 トン	233 トン	1,472 トン
20	イヌリン	2,571 トン	500 トン	2,071 トン
		84 トン	0 トン	84 トン
21	落花生	30,113 トン	10,033 トン	20,080 トン
		17,414 トン	6,381 トン	11,033 トン
22	こんにゃく芋	73 トン	75 トン	超過済
		73 トン	75 トン	超過済
23	ミルク調製品	10,461 トン	595 トン	9,866 トン
		2,067 トン	137 トン	1,930 トン
24	でん粉調製品	1,717 トン	307 トン	1,410 トン
		874 トン	195 トン	679 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,112 トン	206 トン	3,906 トン
		1,522 トン	13 トン	1,509 トン
27	調製食用脂	16,743 トン	1,506 トン	15,237 トン
		1,756 トン	198 トン	1,558 トン
28	繭	1.8 トン	0.0 トン	1.8 トン
		1.8 トン	0.0 トン	1.8 トン
29	生糸	195 トン	25 トン	170 トン
		195 トン	25 トン	170 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・ 特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。